

『我が国の93SNAへの移行について』（平成12年11月、経済企画庁経済研究所）より抜粋

＜国連93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧＞

(対応) ○：全面的に導入／△：一部導入／導入しない

番号	変更勧告項目	内容	対応	理由
1	＜勘定および貸借対照表の分割とより一層の統合 ならびに新たなバランス項目の創設＞	① 生産勘定と所得の発生勘定(及びその内訳)の分割 ② 資本調達勘定の分割 ③ 調整勘定の分割	△ ○ △	A — A
2	＜全て制度部門について生産勘定を導入すること ならびに付加価値の活動・制度部門のクロス分類＞	① 制度部門別生産勘定の作成 ② 制度部門と産業のクロス分類の作成	× ×	A A
3	＜非法人企業のための「混合所得」と呼ばれる新たな 概念の導入＞	① 家計の営業余剰を営業余剰(持ち家分)と混合所得 (個人企業分)に分割	○	—
4	＜第1次所得バランスならびに国民総所得(GNI)概念 の導入＞	① 第1次所得の配分勘定のバランス項目として第1次 所得バランスを導入 ② 国民総生産(GNP)を国民総所得(GNI)に名称変更	△ ○	A —
5	＜制度単位および事業所の定義＞	① 制度単位の定義の明確化 ② 事業所単位の明確化	○ ○	— —
6	＜農業における統計単位および産出額に関する 明示的な定義＞	① 農業の統計単位・産出の定義を他産業と同一化 ② 同一農場内の中間消費のための生産物を産出に 含まない	○ ×	— A
7	＜非金融法人企業および金融機関のための3つの内訳 部門、公的、自国民間、外国支配を導入する＞	① 法人企業を所有・支配の基準により公的と民間部門 に区分する ② 法人企業を自国支配、外国支配に区分	△ ×	A, B A
8	＜金融補助機関を含め、主として非金融子会社の管理 に従事する持株会社を除外するように金融部門の 新たな定義を行う＞	① 金融機関の内訳として金融補助機関を含める ② 持株会社は、全体としてその法人企業グループの 主な活動が金融であれば、金融機関として分類	○ ○	— —
9	＜金融機関、金融市場および金融手段における新たな 進展を反映するため、金融機関部門の内訳部門を 改訂する＞	① 金融機関の内訳部門を大きく5つの部門とする (中央銀行、その他の預金取扱機関、保険・年金 基金を除くその他の金融仲介機関、金融補助機 関、保険・年金基金)	△	C, D, E
10	＜非法人金融企業を準法人金融企業とは別個に識別＞	① 準法人金融企業は金融機関に、非法人金融機関 は家計として識別する	×	A
11	＜政府雇用者年金機構を金融部門に分類する＞	① 政府雇用者年金基金は金融機関に分類	×	F
12	＜一般政府の内訳部門の代替的方法＞	① 社会保障基金を一つの独立した内訳部門とする ② あるいは、事業を営む政府レベルに包含させる	○ ○	— —
13	＜州政府のための内訳部門「を追加して含める＞	① 中央政府と地方政府の間に州政府部門を設ける	×	F
14	＜補足表による公的部門連結勘定の表章＞	① 一般政府および公的非金融法人企業を包含した GFSと整合的な公的部門の連結勘定を作成	×	A
15	＜所得形態に基づく家計の内訳部門分割の改訂、 ならびに公式・非公式生産活動の区別＞	① 家計を、雇主、自己勘定の就業者、雇用者、財産 所得および移転所得の受領者に区分 ② 家計の生産活動を公式・非公式に区分	× ×	A F
16	＜家計の生産活動に関する生産の境界のより一層の 明確化＞	① 家計生産活動のうち自己使用に向けられた財の 生産を生産境界内に含め、サービスを除外	△	A, C
17	＜自発的労働の投入は実際に支払われた報酬に基づ いて評価する＞	① 自発的労働投入は実際に支払われた報酬で評価 ② コミュニティーの家計活動の結果である自己使用 向けの有形固定資産の生産を推計する	○ ×	— F
18	＜間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の配 分＞	① FISIMを計測し、その価額を金融仲介サービスの 利用者に配分する ② あるいは、FISIMを全額名目産業の中間消費と する	× ×	G G
19	＜原則として、すべての非合法生産およびその他の非 合法取引を含める＞	① 非合法生産および非合法取引を体系に含める	×	F
20	＜非貨幣的フローおよび取引の迂回処理のその他の 取引からの識別＞	① 非貨幣的取引を記録する ② 雇主の社会保障負担支払、海外直接投資に関す る再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得 を取引の迂回処理として記録	△ △	A A

(理由) A: 基礎統計上の制約 / B: 旧体系の維持の確保の必要性 / C: 他統計との整合性 / D: 定義が不明確 / E: 分類の必要性乏しい / F: 我が国の実情に合わない / G: 今後の検討課題

番号	変更勧告項目	内容	対応	理由
21	<産出および投入の評価における基本価格、生産者価格、購入者価格の区別>	① 産出の評価は原則として基本価格(生産者が受け取る価格から生産物に課される税マイナス補助金を控除)で、中間・最終使用は購入者価格で評価	×	A, C
22	<税の分類および用語の改訂、VATの明示的取扱い>	① 間接税を「生産・輸入品に課される税」、直接税を「所得・富等に課される経常税」に名称変更	△	A
23	<SNAとGFS/OECDの税のカバレッジの調整>	① SNAで記録する税の分類・範囲を、IMFの政府財政統計(GFS)やOECDの歳入統計と整合的なものとする	○	—
24	<市場生産、自己勘定およびその他の非市場生産の明示的な識別、評価および取扱い>	① 産出を「市場生産」、「自己勘定生産」および「その他の非市場生産」に区分する	△	A, B
25	<消費支出および可処分所得の概念を補足するため、「現実最終消費」と「調整可処分所得」と呼ばれる概念を導入する>	① 消費の概念を「最終消費支出」と「現実最終消費」の二つに二元化する ② 可処分所得と調整可処分所得と呼ばれる概念の導入	○ ○	— —
26	<年金その他の社会保険の負担・給付を経常移転として扱うこと、家計の可処分所得への影響>	① 年金基金による負担と給付を所得の第2次分配勘定において記録する ② 家計の貯蓄に影響を与えないよう所得の使用勘定に調整項目を置く	○ ○	— —
27	<社会保険の概念を広げ、保険企業との取り決めと奨学金を含める>	① 社会保険に、家計と政府・雇用者との間の取引のみならず、「社会的」という定義を満たす民間部門との取引を含める ② 無償奨学金を社会給付に含める	○ ○	— —
28	<市場経済への移行期にある諸国のための暫定的な取扱いとして、企業による家計への現物社会移転を「準非営利団体」を経由させて記録する>	① 国家支配企業から雇用者への現物社会移転を「準非営利法人」を通じて行うものを擬制	×	F
29	<資産および資産境界の明示的な定義、資産分類の改訂>	① 体系において記録する資産を経済資産とし、資産をまず非金融資産/金融資産に分類し、非金融資産を生産/非生産資産に分類する ② 生産資産には無形固定資産を含める	○ ○	— —
30	<生産資産および総固定資本形成の拡張、鉱物探査、コンピューター・ソフトウェアおよび娯楽、文学または芸術作品の原本に関する支出を含める>	① 鉱物探査費用を成功・失敗に関わらず総固定資本形成に含める ② 生産者が一年を超えて生産に用いるコンピューター・ソフトウェアに関する支出を総固定資本形成に含める ③ 販売目的で生産される芸術作品の産出に関する支出を総固定資本形成に含める	○ △ ×	— A A
31	<政府固定資本形成の拡張、兵器を除く構築物および設備に関する軍の支出を含める>	① 民間に転用可能な資産に関する軍の支出を総固定資本形成に含める	○	—
32	<育成自然成長を産出として取扱う>	① 農作物や果樹に加えて、家畜、魚類、森林の育成成長を産出に含める	△	A
33	<生産が長期にわたる資産の所有者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫品増加として取扱う>	① 生産に長期を要する資産については、所有権が使用者に移転した時点で総固定資本形成として記録し、それまでは仕掛品在庫として記録	×	A
34	<サービスの産出の仕掛品としての取扱い>	① 生産に長期を要するサービス(ソフトウェア)の仕掛品を在庫品増加として扱う	×	A
35	<政府在庫を拡張し、在庫品として保有されるすべての財貨を含める>	① 政府によって保有されるすべての財貨を在庫品に含める	△	A
36	<耐久消費財の購入を最終消費支出として引き続き取扱うが、耐久消費財のストックをメモ項目として貸借対照表に含める>	① 耐久消費財の購入は、体系上家計最終消費支出として扱う。貸借対照表の参考項目としてそのストック額を記録	△	B, C
37	<識別可能な別個の生産資産に帰着しない総固定資本形成は、それを体化した生産資産あるいは非生産資産の価値の増大として反映される>	① 資産の所有権の移転費用や資産の大規模改良を総固定資本形成として記録	△	A, F
38	<資本形成を拡張し、貴重品に関する支出を含める>	① 価値の貯蔵を目的として保有される生産資産に関する支出を「貴重品の取得マイナス処分」として資本形成のカテゴリーに含める	×	A, F

(理由)A:基礎統計上の制約/B:旧体系の維持の確保の必要性/C:他統計との整合性/D:定義が不明確/E:分類の必要性乏しい/F:我が国の実情に合わない/G:今後の検討課題

番号	変更勧告項目	内容	対応	理由
39	<歴史的記念物を生産資産として取り扱う>	① 歴史的記念物を生産資産の一部に含める ② 歴史的記念物の取得マイナス処分は総固定資本形成に記録。同資産の出現はその他の資産量の変動として扱う	○ ×	— A
40	<コミュニティ活動から生じる固定資産を家計の生産活動の産出として取り扱うとともに、それら資産の維持に責任を持つ部門の総固定資本形成として取扱う>	① ボランティアグループによって集行的に行われた建設活動を家計の生産(固定資本形成)として記録し、資産の維持に責任をもつ部門(政府等)の貸借対照表に記録する	×	A
41	<道路、ダムおよび防波堤のような資産への固定資本減耗の記録>	① 道路、ダム等の資産について、有限の耐用年数を持つものと仮定し、固定資本減耗を計上する	○	—
42	<広範な金融資産の記述ならびに実際の資産と不確定資産の区別>	① 金融資産と金融上の「不確定ポジション」とを区別し、後者を金融資産から除外する ② 不確定資産に関する契約に基づく支払をサービスに対する支払とするとともに、不確定ポジションが政策分析の上で重要な場合には補完データとして表章	○ ×	— A, C
43	<貨幣用金と非貨幣用金との区別>	① 貨幣用金と非貨幣用金を区別し、前者を金融資産とする ② 非貨幣用金のうち価値の貯蔵を目的として保有される金を「貴重品」として記録	○ ×	— A
44	<預金形態の区別の重要性の低下>	① 預金の内訳部門を、分析上有用な場合のみ表章	○	—
45	<貸付およびその他の金融資産に関して短期・長期を区別する重要性の低下>	① 金融資産の短期・長期の区分をあくまで2次の分類として採用	×	A, C
46	<保険の取扱いの変更>	① 損害保険を非生命保険に名称変更 ② 保険の産出額計測に、保険技術準備金の投資から得られる所得を、追加保険料として含める ③ 保険の産出額計測を発生主義に基づいて行う	○ ○ ○	— — —
47	<フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区別>	① フィナンシャルリースを金融手段として認識し、賃借された資産を賃借人の資産と見なす	×	A
48	<新たな金融手段の識別—現先取引、派生商品・第2次手段、ディーブ・ディスカウント債—>	① 現先取引を、原証券とは別の新たに創造された金融資産として扱う ② 金融派生商品をリンクされている原取引の一部としてではなく独立した取引として記録 ③ ディーブ・ディスカウント債の発行価格と償還価格の差を利子として扱い、該当期間に配分	○ ○ ○	— — —
49	<実体の居住あるいは非居住を決める基本的基準としての経済的利害の中心ならびに実務上の指針としての一年ルール>	① ある単位が一国内に経済的利害をもつ場合、その単位をその一国の居住者として見なす。その区分の実務上の指針は、その単位が一年以上当該国内で経済活動に従事しているか、その意図がある場合とする ② 海外留学生については、母国の居住者として扱う ③ 海外での建設活動に従事する企業の現場事務所は活動期間に関わらず非居住者として扱う ④ 海外で設備の据え付けに携わる企業は活動期間に関わらず母国の居住者として扱う	△ ○ ○ ×	C — — A
50	<加工処理の目的で輸出または輸入され、その後に再輸入ないし再輸出される財貨はグロスで記録される>	① 加工処理の目的で海外に搬送された財貨は、非居住者に販売されなくても財貨の輸出として記録し、加工処理後返送された場合は、財貨の輸入として記録	△	A
51	<修理目的で輸出または輸入される投資財の取扱いに関する区別>	① 投資財の修理の価額は財貨の取引の一部として記録 ② その他の財貨の修理の価額はサービスの一部として記録	△ ×	A A
52	<サービス、所得フロー、移転を別々に識別するためにサービスの国際取引分類を改善する>	① 国際収支統計におけるサービス項目分類と国民経済計算における分類を整合的なものとする	△	B, C

(理由)A:基礎統計上の制約/B:旧体系の維持の確保の必要性/C:他統計との整合性/D:定義が不明確/E:分類の必要性乏しい/F:我が国の実情に合わない/G:今後の検討課題

番号	変更勧告項目	内容	対応	理由
53	<F.O.B.価額による輸入総計の評価ならびにC.I.F.価額による生産物グループ別輸入の評価>	① 財貨の輸入の総計をF.O.B. ベース、つまり、輸出国の国境を離れてからあとの保険・輸送のコストを除外して評価	△	C
54	<最終消費(支出)に関する国民概念のみの使用>	① 家計最終消費支出の国民/国内に分けた表章を止め、国民概念に一本化する	×	B, E
55	<海外直接投資を別表示ならびに海外直接投資に係わる再投資収益の記録>	① 貸借対照表において直接投資の合計およびその主要構成項目を表章する ② 海外直接投資に関する再投資収益を財産所得の一部として記録する	○ ○	— —
56	<不良債権の償却ならびに財産の無補償没収をその他資産量変動として取扱う>	① 不良債権の償却を「その他の資産量変動勘定」において記録する ② 債権者と債務者の自発的な取り決めによって行われる債務免除に基づく償却は資本移転として記録	○ ○	— —
57	<商品としての金と貨幣用金の分類替えならびにSDRの配分または抹消をその他の資産量変動として記録>	① SDRの配分、抹消をその他の資産量変動勘定に記録 ② 金の貨幣化・非貨幣化をその他の資産量変動勘定に記録	○ ×	— A
58	<為替レート換算のための明示的なガイドラインの導入>	① 為替レートは、取引日の実勢レートを用いる。それができない場合は、適用可能な最短期間における平均為替レートを使用	△	C
59	<新しい概念である実質国民可処分所得の「体系」への導入>	① 国内総所得、国民総所得、国民可処分所得及び国民純可処分所得について実質値を計測する	△	C
60	<SNA概念としての名目利子の維持>	① 第1次所得の配分勘定で記録されるのは名目利子 ② 再評価勘定で実質保有利得・損失が記録されるため、これを用いて実質利子の計測が可能	○ ○	— —
61	<価格測度および数量測度>	① GDP数量の変動を計測する最良の指数として、年次数量連鎖指数を導入 ② 集計値の加法整合性を維持するため、固定基準年のラスパイレース数量指数との併用を行う	△ ○	G —
62	<価格および数量の国際比較>	① GDPの国際比較のため、通貨を購買力平価(PPP)によって換算	×	A, E, F
63	<質の差の取扱い>	① 価格指数を作成する際、異なる価格で販売されている財貨・サービスを異なる生産物として扱うこと、あるいは少なくとも同一生産物でも異なる品質をもったものとして扱う	○	—
64	<一度しか作られない生産物の価格指数を作成する場合における代表的構築物の使用>	① 一度しか作られない構築物の価格指数を作成する場合には、慎重に定義した少数の代表的構築物に基づかせる	×	A
65	<非市場サービスの実質産出の計測は可能な限り産出指標に基づいて行われるべきである>	① 非市場産出の量的変動は、可能な限り産出指標に基づくべきであり、投入指標に基づくべきではない	×	A

(理由)A:基礎統計上の制約/B:旧体系の維持の確保の必要性/C:他統計との整合性/D:定義が不明確/E:分類の必要性乏しい/F:我が国の実情に合わない/G:今後の検討課題